

2012 年度 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	理工学部	身分	教授
氏名	植野 妙実子		
NAME	Mamiko UENO		

1. 研究課題

(和文) 立法過程の日仏比較法的研究

(英文) Recherches comparatives sur la procédure législative en France

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

(和文)

フランスの立法過程は主に3つに分けて説明される。第一の段階は、政府による法律案の準備である。第二の段階は、議会における法律案の検討すなわち分析や審議、そして採択のための投票である。第三の段階は、議会後の段階であり、通常は法律の審署となる。なお第二の段階に関しては、法律案の検討は、委員会と本会議とに分けてみる必要がある。また不一致の場合のナヴェット（両院間回付手続）のあり方と解決方法もそれぞれみる必要がある。重要な原則として「漏斗の原則」がある。他方、法律の修正は議員の当然の権利と考えられ、フランスの議会では日本と異なって、修正案が多く提示されている。修正権は自由で無制限であるとはいえるが、「合理化された議会主義」に基づいて、憲法、組織法律、議院規則の条文で厳密に枠づけられている。最も重要な点は修正が、財政上の受理可能性、法律上の受理可能性に関わるものの場合である。疑義のあるときには、提訴により最終的には憲法院が裁定する。法律案に対して修正が多く行われることから、憲法院のコントロールも相対的に多く行われ、この違憲審査を通して「法律の質の保証」が最終的にはかられるとされている。「法律の質の保証」は法治国家の法的安定性にも関わる重大な問題となっている。

(英文)

